戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知制 定 平成22年4月1日付け21政第191号

第1 趣旨

戸別所得補償制度は平成23年度からの実施を目指すこととしており、平成22年度は、戸別所得補償モデル対策(戸別所得補償モデル対策実施要綱(平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知)4及び5に基づく米戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力向上事業。以下「モデル対策」という。)を実施することとしている。

このため、モデル対策の実施及び平成23年度からの本格実施への移行に必要となる推進活動のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する。

第2 事業実施主体

- 1 都道府県段階における事業実施主体(以下「都道府県協議会等」という。)は、 次に掲げる者とする。
- (1) 都道府県
- (2) 都道府県水田農業推進協議会(別紙の第1に定める要件を満たし、都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会)
- (3) 都道府県担い手育成総合支援協議会(担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)以下「担い手協議会設置要領」という。)第1の2の都道府県担い手育成総合支援協議会)
- 2 地域段階における事業実施主体(以下「地域協議会等」という。)は次に掲げる者とする。
- (1) 市町村
- (2) 地域水田農業推進協議会(別紙の第2に定める要件を満たし、原則として市町村の区域をその区域とする農業者団体、市町村等により構成される協議会。以下「地域水田協議会」という。)
- (3) 地域担い手育成総合支援協議会(担い手協議会設置要領第1の3の地域担い手育成総合支援協議会)

第3 事業の内容

戸別所得補償制度導入推進事業(以下「推進事業」という。)の対象となる取組は、モデル対策の円滑な実施及び平成23年度からの本格実施への移行に必要な都

道府県段階及び地域段階における次に掲げる取組とする。

- 1 都道府県段階における推進活動
- (1) モデル対策の実施に向けた地域協議会等の担当者に対する説明会等の開催及び指導・助言
- (2) 各都道府県内の水田利活用自給力向上事業における「その他作物」、「激変 緩和措置」等に係る国及び地域協議会等との調整
- (3) モデル対策の実施に必要となるシステムの整備又は地域協議会等への指導・助言
- (4) モデル対策の効果検証アンケートの集計
- (5) 平成23年度の本格実施に向けた説明会等の開催及び指導・助言
- (6) その他のモデル対策の推進及び本格実施への移行に当たり必要となる業務
- 2 地域段階における推進活動
- (1) モデル対策の実施に向けた農業者に対する説明会等の開催及び指導・助言
- (2) 加入申請書等の配布及び回収並びに農業者のモデル対策への申請手続支援
- (3) 対象作物の作付状況の確認
- (4) 「激変緩和措置」に係る単価調整や農業者への交付額の算定
- (5) モデル対策の実施に必要となる情報の地方農政事務所(地方農政局のある府県にあっては当該地方農政局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局とする。 以下「地方農政事務所等」という。)への提供及び情報提供システムの整備
- (6) モデル対策の効果検証アンケートの配布、回収
- (7) 水田台帳の整備
- (8) 平成23年度の本格実施に向けた説明会等の開催及び指導・助言
- (9) その他のモデル対策の推進及び本格実施への移行に当たり必要となる業務

第4 推進活動計画の作成手続

- 1 都道府県推進活動計画
- (1) 都道府県協議会等の長は、管内の地域協議会等の長と協議の上、取組内容及 び費用見込み額を内容とする都道府県推進活動計画を別記様式第1号により作 成し、地方農政事務所長(地方農政局の所在する府県にあっては当該地方農政 局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下「地方農政事務 所長等」という。)に提出するものとする。
- (2) 都道府県協議会等の長は、(1)の計画を作成する際、管内の地域協議会等から地域推進活動計画の提出を受け、当該都道府県における事業全体を取りまとめるものとする。
- 2 地域推進活動計画

地域協議会等の長は、地方農政事務所等と協議の上、地方農政事務所等との役割分担、取組内容及び費用見込み額を内容とする地域推進活動計画を別記様式第2号により作成し、都道府県協議会等の長の定めた期日までに都道府県協議会等

の長へ提出するものとする。

第5 推進活動計画の認定

- 1 都道府県推進活動計画の認定手続
- (1) 地方農政事務所長等は、都道府県協議会等から第4の1の都道府県推進活動 計画の提出があった場合は、提出された計画の内容を審査し、その内容が適当 と認めるときは、当該計画を認定するものとする。
- (2) 地方農政事務所長等は、都道府県推進活動計画を認定した際は、当該地方農政事務所等を管轄する地方農政局長(地方農政局の所在する府県、北海道及び沖縄県を除く。以下「地方農政局長等」という。)に報告するとともに、その結果を都道府県協議会等の長に通知するものとする。
- (3) 都道府県協議会等の長は、都道府県推進活動計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、地方農政事務所長等の認定を受けるものとする。
 - ① 事業の中止
 - ② 事業実施主体の変更
 - ③ 都道府県段階又は地域段階のいずれかの交付額の3割を超える変更
- 2 地域推進活動計画の認定手続
- (1) 都道府県協議会等の長は、地域協議会等から第4の2の地域推進活動計画の 提出があった場合は、提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認め るときは、計画を認定するものとする。
- (2) 都道府県協議会等の長は、地域推進活動計画を認定した際はその結果を地域協議会等の長に通知するものとする。
- (3) 地域協議会等の長は、地域推進活動計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、都道府県協議会等の長の認定を受けるものとする。
 - ① 事業の中止
 - ② 事業実施主体の変更
 - ③ 第7の表に掲げる経費区分のうち、4又は5の経費の3割を超える増減
- 3 計画の事前認定

官房長及び生産局長が別に定めるところにより、モデル対策の実施に先立ち認定された都道府県推進活動計画については、当該計画の変更のない場合には、1に基づく認定を受けたものとする。また、モデル対策の実施に先立ち都道府県協議会等に提出された地域推進活動計画については、都道府県協議会等の長の認定があった場合には、2に基づく認定を受けたものとする。

ただし、市町村が提出した地域推進活動計画において、平成22年4月1日以降に地域水田協議会を設置し、当該地域協議会を事業実施主体とする旨を記載している場合については、地域水田協議会から都道府県協議会等に事業実施主体の

変更届を提出した時点から、推進活動計画の認定を得たものと見なすことができる。

第6 業務方法書の作成

- 1 第5の1の都道府県推進活動計画の認定を受けた都道府県協議会等の長は、第 3の事業に係る助成金の交付を行おうとするときは、都道府県協議会等及び地域 協議会等に対する補助金の配分方針及び支払方法等を定めた業務方法書を作成 し、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- 2 第5の2の地域推進活動計画の認定を受けた地域協議会等の長は、第3の2の 事業に係る助成金の交付を行おうとするときは、助成金の支払方法を定めた業務 方法書を作成し、都道府県協議会等の長の承認を受けるものとする。
- 3 都道府県協議会等の長及び地域協議会等の長は、業務方法書の変更がある場合 には、1又は2の規定に準じて行うものとする。

第7 推進事業補助金の交付

- 1 国は、予算の範囲内において、第3の事業の実施に必要な経費(次表に掲げるものに限る。)を都道府県協議会等に交付するものとする。
- 2 地域協議会等は、業務方法書に定めるところにより、第3の2の事業の実施に 必要な経費(次表に掲げるものに限る。)について、都道府県協議会等に交付を 申請するものとする。

区分	内 容
1 謝 金	作付状況の確認等への協力、加入申請書、交付申請書及びアンケート用紙等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者(以下「外部専門家」という。)の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等
2 旅 費	モデル対策及び本格実施に向けた推進、指導及び研修等に要する外 部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費 等
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費(水田台帳の整備、 事業運営システムの整備・改良等)、消耗品費(自動車等の燃料費を 含む。)、借料・損料(会場借料、パソコン等のリース料等)、会議費 (弁当代は除く。)、備品費、賃金(正規職員の超勤及び臨時雇用に限 る。)及び共済費(臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当 拠出金) 等

4 委託費	第2の都道府県協議会等及び地域協議会等が実施する事務の一部を 他のものに委託する場合における当該委託に要する経費 等
5 助成費	第2の都道府県協議会等及び地域協議会等が実施する第3に掲げる 取組に要する経費(1から4までに掲げるものに限る。)に対し、補 助事業者又は間接補助事業者が助成する場合における当該助成に要す る経費

第8 事業の着手

1 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、 事業実施主体は、あらかじめ、地方農政事務所長等の適正な指導を受けた上で、 その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政事務所 長等に届け出るものとする。

- 2 地方農政事務所長等は、交付決定前着手届を受理した際は、速やかに当該地方農政事務所等を管轄する地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合において、事業実施主体は、 事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するも のとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日付け21政第192号農林水産事務次官依命通知)第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

4 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合について、地方農政局長等は 事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着 手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるよう にするものとする。

第9 事業の実施状況の報告等

1 事業の実施状況の報告

都道府県協議会等の長は、地域協議会等の長からの報告を取りまとめ、翌年度 の6月末までに、別記様式第4号により地方農政事務所長等に報告するものとす る。

2 地方農政事務所長等は、1に関わらず必要に応じて都道府県協議会等の長に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、都道府県協議会等の長及び地域協議会等の長は地方農政事務所長等の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第10 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成23年3月31日までとする。

番 号 年 月 日

- ○○農政事務所長 殿 ○○農政局長 殿
- 一人農政局長 殿沖縄総合事務局長 殿

住 所

- ○○都道府県又は都道府県協議会
- ○○都道府県知事又は都道府県協議会長 印

平成22年度都道府県推進活動計画の認定の申請 (戸別所得補償制度導入推進事業)

戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱(平成22年4月1日付け21政第191農林 水産事務次官依命通知)第4の1に基づき、別添のとおり資料を添えて都道府県推進活動 計画の認定を申請します。

記

- 1 事業の概要(別記様式1-1)
- 2 地域段階における事業実施主体と配分額(別記様式1-2)

都 道 府 県 推 進 活 動 計 画 (戸 別 所 得 補 償 制 度 導 入 推 進 事 業)

事業実施主体 ○○県又は○○県協議会

1 事業の概要

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			千円	
地域段階の事業実施主体に対 する補助金の交付	別記様式1-2に記載			

注:他の機関に対して委託又は助成を行う場合は、委託先・助成先を備考欄に記入すること

2	事業	0) 1	実施	体制
_	+	v / .		L-1-4 1111.7

(1) 地域段階の事業実施主体に対する戸別所得補償制度導入推進事業の補助金の配分方針

別記様式1-2

(2) 地域段階における事業実施主体と配分額

市町村名	事業実施主体	配分予定額
		千円

番 号 年 月 日

○○都道府県知事又は○○都道府県協議会長 殿

住 所

- ○○市町村又は○○地域協議会
- ○○市町村長又は○○地域協議会長 印

平成22年度地域推進活動計画の認定の申請 (戸別所得補償制度導入推進事業)

戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱(平成22年4月1日付け21政第191農林 水産事務次官依命通知)第4の2に基づき、別添のとおり資料を添えて地域推進活動計画 の認定を申請します。

記

- 1 事業の概要(別記様式2-1)
- 2 地域推進活動計画(別記様式2-2)

地域推進活動計画 (戸別所得補償制度導入推進事業)

事業実施主体 ○○市町村又は○○地域協議会

1 事業の概要

区 分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			千円	

注:他の機関に対して委託又は助成を行う場合は、委託先・助成先を備考欄に記入すること

2 実施体制

1	事務局の所在地(市町村、JA等)	
2	事務局担当者の所属及び氏名	
3	電話番号	

3 電算システムの内容

① 水田農業構造改革対策における事務処理の 形態(該当箇所を○で囲む)	A. 電算システムにて対応 (開発会社名: B. エクセル、アクセス等で対応
	A. 既存の電算システムを改修
② モデル対策の事務処理への対応方法	B. 他社のモデル対策向け電算システムを購入
	C. 国が開発する事務処理システムを使用
③ モデル対策への電算システムの対応時期 (②でA. 又はB. と回答した場合)	例:既存システムを5月中に改修予定。
(② CA. 入はD. と凹合した場合) 	例:○○社のモデル対策向けシステムを5月中に購入予定。

注1:①は21年度における水田農業構造改革対策(産地確立交付金)の事務処理や農家情報の管理をどのように行っているか、 A. 又はB. を選択

注2:②は22年度におけるモデル対策の加入申請書・作付面積確認依頼書のデータ入力及び農政事務所へ提出するCSVファイル(申請データ)の出力をどのように行うか、A. ~ C. を選択

注3:③は②でA. 又はB. と回答した場合に、既存の電算システムの改修時期や、購入時期を記入

戸別所得補償制度モデル対策に係る年間スケジュール

○○市町村又は○○地域協議会事務局 担当者 所属及び名前

○○農政事務所 担当者 所属及び名前

/ / //	さいに なって 体	役割	分担
実施時期	交付に係る手続	○○市町村又は○○地域協議会	○○農政事務所
3 月			
4 月	・加入申請書等の受付開始		
5 月			
6 月	・加入申請書、作付確認依 頼書、調整水田改善計画 書の提出期限(6月30日)		
7 月	・地域協議会から農政事務 所へ加入申請書を提出(7 月31日まで)		
8月			
9月	・市から農政事務所へ認定 済の調整水田改善計画を 提出(9月30日まで)		
10月			
1 1 月			
12月	・交付申請書提出期限 (12月15日)		
1月			
2 月			
3 月			

番 号 年 月 日

- ○○農政事務所長 殿
- ○○農政局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

住 所

- ○○都道府県又は都道府県協議会
- ○○都道府県知事又は都道府県協議会長 印

平成22年度戸別所得補償制度導入推進事業交付決定前着手届

戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱(平成22年4月1日付け21政第191農林 水産事務次官依命通知)第8の規定に基づき、都道府県推進活動計画に基づく別添事業に ついて、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

平成22年度事業実施状況報告 (戸別所得補償制度導入推進事業)

番 号 年 月 日

- ○○農政事務所長 殿
- ○○農政局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

住 所

- ○○都道府県又は都道府県協議会
- ○○都道府県知事又は都道府県協議会長印

戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱(平成22年4月1日付け21政第191 農林水産事務次官依命通知)第9の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(注) 別添の事業実施状況報告書を添付すること。

(別添)

平成22年度事業実施状況報告(戸別所得補償制度導入推進事業)

事業実施主体 ○○県又は○○県協議会

1 事業の概要

区分	経費内訳	実施時期	実績額	備 考
			千円	
地域段階の事業実施主体に対 する補助金の交付	2に記載			

注:他の機関に対して委託又助成を行う場合は、委託先・助成先を備考欄に記入すること

2 地域段階の事業実施主体における実績額

市町村名	事業実施主体	実績額
		千円

(参考様式)

平成22年度事業実施状況報告(戸別所得補償制度導入推進事業)

事業実施主体 ○○市町村又は○○地域協議会

1 事業の概要

区分	主な取組内容	実施時期	実績額	備 考
			千円	

注:他の機関に対して委託又は助成を行う場合は、委託先・助成先を備考欄に記入すること

2 実施体制

1	事務局の所在地(市町村、JA等)	
2	事務局担当者の所属及び氏名	
3	電話番号	

3 電算システムの内容

① 水田農業構造改革対策における事務処理の 形態(該当箇所を○で囲む)	A. 電算システムにて対応 (開発会社名: B. エクセル、アクセス等で対応
	A. 既存の電算システムを改修
② モデル対策の事務処理への対応方法	B. 他社のモデル対策向け電算システムを購入
	C. 国が開発する事務処理システムを使用
③ モデル対策への電算システムの対応時期 (②でA. 又はB. と回答した場合)	例:既存システムを5月中に改修。
	例:〇〇社のモデル対策向けシステムを 5 月中に購入。

注1:①は21年度における水田農業構造改革対策 (産地確立交付金)の事務処理や農家情報の管理をどのように行ったか、A. 又はB. を選択

注2:②は22年度におけるモデル対策の加入申請書・作付面積確認依頼書のデータ入力及び農政事務所へ提出するCSVファイル(申請データ)の出力をどのように行ったか、A. ~ C. を選択

注3:③は②でA. 又はB. と回答した場合に、既存の電算システムの改修時期や、購入時期を記入

戸別所得補償制度モデル対策に係る年間実績

○○市町村又は○○地域協議会事務局 担当者 所属及び名前○○農政事務所 担当者 所属及び名前

実施時期	交付に係る手続	役割分担	
		○○市町村又は○○地域協議会	○○農政事務所
3 月			
4 月			
5 月			
6 月	・加入申請書、作付確認依 頼書、調整水田改善計画 書の提出期限(6月30日)		
7 月			
8月			
9 月			
10月			
1 1 月			
1 2 月	・交付申請書提出期限 (12月15日)		
1月			
2 月			
3 月			